



2021年2月24日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 鳥 羽 洋 行  
代 表 者 名 取 締 役 社 長 鳥 羽 重 良  
( J A S D A Q ・ コード 7 4 7 2 )  
問 合 せ 先 取 締 役 管 理 本 部 長 島 津 政 則  
( 電 話 番 号 0 3 - 3 9 4 4 - 4 0 3 1 )

### ガバナンス諮問委員会設置に関するお知らせ

当社は、2021年2月24日、会社法370条（取締役会の決議に替わる書面決議）により、取締役社長の諮問機関として「ガバナンス諮問委員会」（以下、本委員会という）を設置することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 本委員会の設置目的

本委員会は、取締役の指名・報酬等に関する手続きの公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実を図るため、取締役社長の諮問機関として設置することといたします。

#### 2. 本委員会の構成

- (1) 本諮問委員会は、取締役社長のほか、取締役会の決議によって選定された社外取締役及び社外監査役で構成します。
- (2) 委員は3名以上とし、その過半数は独立役員とします。
- (3) 上記「独立役員」とは、当社の社外取締役及び社外監査役のうち、株式会社東京証券取引所に対して独立役員として届出をされているものをいいます。

#### 3. 本委員会の役割及び責務

本諮問委員会は、取締役社長の諮問に応じて、次の事項について審議し、取締役社長に対して答申を行います。

- (1) 取締役の選任・解任（株主総会決議事項）に関する事項
- (2) 代表取締役及び役付取締役の選定・解職に関する事項
- (3) 取締役の報酬等に関する事項
- (4) 後継者計画（育成を含む）に関する事項
- (5) 取締役会全体の実効性に関する分析・評価
- (6) その他当社のガバナンスに関する事項

#### 4. 本委員会の設置日

2021年3月1日

以 上